五	第二十二条の二	道路管理者は	国土交通大臣は	会社は
六	第二十二条の二、第二十四条	道路管理者以外	国土交通大臣以外	国土交通大臣、機構及び会社以外
七	第二十三条第一項、第三十八条第一項、第四十二条第一項、第七十条第三項及び第四項、第九十一条第二項、第九十二条	道路管理者	国土交通大臣	会社
八	第二十四条、第九十一条第一項	道路管理者の	国土交通大臣の	機構の
九	第三十八条第二項、第七十条第一項	道路管理者が	国土交通大臣が	会社が
十	第三十八条第二項、第九十三条	当該道路管理者	国土交通大臣	当該会社
十一	第三十九条の二第一項、第三十九条の四第四項	道路管理者は	国土交通大臣は	機構は
十二	第三十九条の二第一項	道路管理者の	国の	機構の
十三	第三十九条の二第六項	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）	国土交通大臣	機構
十四	第三十九条の四第四項	当該道路管理者	国土交通大臣	機構
十五	第四十一条	道路管理者	国土交通大臣	国土交通大臣、機構及び会社
十六	第四十四条第五項及び第七項、第六十九条第一項、第七十二条第一項、第九十一条第三項	道路管理者	国	機構
十七	第四十四条の三第一項から第五項まで、第六十七条の二第二項から第五項まで	道路管理者	国土交通大臣	機構又は会社
十八	第四十五条第一項、第四十七条の五、第四十七条の八第一項、第四十八条の二第一項、第四十九条の四	道路管理者	国土交通大臣	機構及び会社

十九	第四十七条の二第二項	一の道路の道路管理者が行う	当該一の道路の道路管理者	国土交通大臣又は当該一の道路の道路管理者	機構又は一の道路の道路管理者が行う
			他の道路の道路管理者	他の道路の道路管理者又は国土交通大臣	機構又は当該一の道路の道路管理者
二十	第四十七条の二第三項	一の道路の道路管理者	国土交通大臣	一の道路の道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項若しくは第二十八条第一項若しくは第二十七条第一項の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者	一の道路の道路管理者又は道路整備特別措置法第八条第一項若しくは第二十七条第一項の規定により道路管理者に代わつてこれらの権限を行う者
二十一	第六十七条の二第一項	道路管理者	国土交通大臣	機構若しくは会社	
二十二	第七十条第一項	道路管理者は	国は	会社は	
		道路管理者又は	国又は	会社又は	
二十三	第八十七条第一項	国土交通大臣及び道路管理者	国土交通大臣	国土交通大臣及び機構	
二十四	第九十一条第一項	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）	国土交通大臣	会社	
二十五	第九十三条	当該道路の道路管理者	国土交通大臣	会社	

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第三条　高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表を次のように改める。

項	読み替える道路法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
一	第十九条の二第一項	当該他の道路の道路管理者	国土交通大臣
二	第二十一条	前条及び第三十一条	高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第八条及び第十二条